

栃木県木造住宅耐震改修事業者登録制度要綱

(目的)

第1条 この要綱は、栃木県内の木造住宅所有者が安心して耐震化に取り組むことができる環境の整備と信頼できる事業者の確保を図り木造住宅の耐震化を促進するために栃木県知事（以下「知事」という。）が実施する講習及び登録に関して必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、それぞれ各号に定めるものとする。

- (1) 「設計事業者」とは、耐震改修工事の補強計画及び工事監理の業務に従事する者をいう。
- (2) 「施工事業者」とは、建築工事の施工に従事する者をいう。
- (3) 「事業者」とは、設計事業者及び施工事業者をいう。
- (4) 「受講修了者」とは、第4条の規定により受講修了証の交付を受けた者をいう。
- (5) 「登録事業所」とは、建築工事に関する業務を行う事業所であって、第5条の規定により申請を行う事業所をいう。
- (6) 「登録事業者」とは、第6条の規定により登録証の交付を受けた者をいう。
- (7) 「講習会」とは、事業者の育成を目的とした栃木県が開催する木造住宅耐震改修事業者登録制度講習会をいう。

(対象事業者)

第3条 対象とする設計事業者は、次の各号に該当する者とする。

- (1) 栃木県耐震アドバイザー認定要綱において栃木県耐震アドバイザー認定証を交付された者（以下、「耐震アドバイザー」という。）
- (2) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条に規定する建築士事務所登録を知事より受けた建築士事務所に所属する者
- (3) 設計事業者及びその者が所属する建築士事務所が建築士法等の処分を受けていないこと

2 対象とする施工事業者は、次の各号に該当する者とする。

- (1) 栃木県内に本店又は支店を有し、次のいずれかに該当する事業所に所属している者
 - ア 建設業法第3条第1項に規定する建設業許可のうち、建築一式工事又は大工工事の許可を有する事業所
 - イ 栃木県の市の全部又は一部を地区とする商工会議所に所属している事業所
 - ウ 栃木県の市町の全部又は一部を地区とする商工会に所属している事業所
- (2) 前号に規定する施工事業者及び当該施工事業者が所属する事業所は、建設業法その他関係法令による処分を受けていないものでなければならない。

(講習の実施)

第4条 知事は、事業者の育成を目的とする講習を実施する。

- 2 講習を受講することができる者は、前条の対象事業者とする。
- 3 講習を受講しようとする設計事業者が所属する事業所は、受講申込書（別記様式第 1 号）に次に掲げる書類を添付し、知事に提出しなければならない。
 - (1) 講習を受講しようとする設計事業者が有する耐震アドバイザー認定証の写し
 - (2) その他知事が必要と認める書類
- 4 講習を受講しようとする施工事業者が所属する事業所は、受講申込書（別記様式第 2 号）に次に掲げる書類を添付し、知事に提出しなければならない。
 - (1) 所属団体に加入していることがわかる書類
 - (2) その他知事が必要と認める書類
- 5 知事は、前 2 項の規定による申込みがあった場合において、当該申込みが適当でないと認めるときは、当該申込者を講習の受講対象から除外することができる。この場合において、知事は、適合しない旨の通知（別記様式第 3 号）により、申込みをした事業所に通知しなければならない。
- 6 知事は、講習を受講した者に受講修了証を交付する。
- 7 受講修了証の有効期間は、当該修了証の交付の日から起算して 5 年を経過した日の属する年度の末日までとする。
- 8 前項の有効期間は、受講者が所属する事業所の変更ににかかわらず有効とする。
- 9 受講修了証に記載する事項は、別に定める。

（登録の申請）

第 5 条 受講修了者が所属する事業所は、事業者登録申請書（別記様式第 4 号）に次に掲げる書類を添付し、知事に申請しなければならない。

- (1) 受講修了者ごとの写真（申請日の 6 か月前までに撮影した無帽、正面上 3 分身、無背景の縦 3cm 横 2.4cm のカラー写真又はファイル形式 jpeg の画像データ）
- (2) 宣誓書（別記様式第 5 号）
- (3) その他知事が必要と認める書類

（登録証の交付）

第 6 条 知事は、前条の規定による申請があった場合において適当と認めるときは、当該申請に係る受講修了者を設計事業者登録名簿（別記様式第 6 号。以下「設計登録名簿」という。）又は施工事業者登録名簿（別記様式第 7 号。以下「施工登録名簿」という。）に登録するものとする。

- 2 知事は、前項の登録にあたり、受講修了者ごとに、栃木県木造住宅耐震改修設計事業者登録証（別記様式第 8 号）又は栃木県木造住宅耐震改修施工事業者登録証（別記様式第 9 号）（以下「登録証」という。）を交付するものとする。

（責務）

第 7 条 登録事業者及び登録事業所は、この制度の目的を十分理解した上で、県民が安心して耐震改修の補強計画及び工事を依頼できるよう、誠意を持って良心的に業務を履行しな

ければならない。

- 2 登録事業者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 本制度の趣旨を理解し、誠実に業務を行うこと
 - (2) 消費者に不利益を与える行為や信頼を損なう行為を行わないこと
 - (3) 登録証は耐震改修に係る業務にのみ使用すること
 - (4) 栃木県又は市町が保証又は推奨しているかのような説明を行わないこと
 - (5) 耐震化促進に係る普及啓発活動に協力するよう努めること
 - (6) 登録事業者としての責務を自覚し、適切に対応すること
- 3 登録事業所は、所属する登録事業者が前項の 規定を遵守するよう適切に指導し、体制を整備しなければならない。
- 4 登録事業所は、県などが行う耐震化促進に係る普及啓発活動に積極的に協力するよう努めなければならない。

(登録事業者の公表)

第 8 条 知事は、設計登録名簿及び施工登録名簿を市町に送付するとともに、登録事業者の氏名、所属事業所その他必要な事項について、栃木県及び県内市町のホームページ等により公表することができる。

(申請事項の変更)

- 第 9 条** 登録事業所は、第 5 条の規定により申請した事項に変更が生じたときは、変更届(別記様式第 10 号)により知事に届け出なければならない。
- 2 知事は、前項の規定による届出があったときは、設計登録名簿又は施工登録名簿を修正する。
 - 3 知事は、前項の場合において、登録証の記載事項に変更があるときは、新たな登録証を交付するものとする。
 - 4 登録事業者は、所属する登録事業所を離れたとき又は、登録を辞退するときは、速やかにその旨を知事に届け出るとともに、当該登録証を返納しなければならない。
 - 5 前項の場合において、知事は、当該者を登録名簿から抹消するものとする。

(登録証の更新)

- 第 10 条** 登録証の有効期間は、第 4 条第 7 項に規定する受講修了証の有効期間とする。
- 2 前項の有効期間を経過した場合は、その効力を失うこととし、当該登録証を知事に返納しなければならない。
 - 3 登録証の更新を受けようとする登録事業者は、有効期間満了年度内に実施される講習を受講の上、有効期間満了の日の 30 日前までに登録証更新申請書(別記様式第 11 号)に当該登録証を添えて知事に申請しなければならない。
 - 4 知事は、前項の規定による申請があったときは、設計登録名簿又は施工登録名簿に更新事項を記載するとともに、登録証を交付するものとする。
 - 5 知事は、登録証の更新を受けない者については、設計登録名簿又は施工登録名簿から抹

消することができる。

(登録証の再交付)

第 11 条 登録事業者は、登録証を紛失し、又は汚損したときは、登録証再交付申請書（別記様式第 12 号）により知事に再交付を申請しなければならない。

- 2 知事は、前項の規定による申請があったときは、登録事業者に登録証を再交付するものとする。
- 3 前項の規定により再交付を受けた登録事業者は、紛失した登録証を発見したときは、速やかにこれを知事に返納しなければならない。

(登録の取消)

第 12 条 知事は、登録事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、登録を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正の手段により登録を受けたとき
 - (2) 第 3 条各項各号に該当しなくなったとき
 - (3) 第 7 条第 2 項各号に掲げる事項のいずれかに違反したとき、その他登録事業者として不誠実な行為をしたとき
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、登録事業者として著しく不相当と認められるとき
- 2 知事は、前項の規定による取消しを行ったときは、設計登録名簿又は施工登録名簿から当該登録事業者を抹消するとともに、登録事業者取消通知（別記様式第 13 号）により通知するものとする。
 - 3 第 1 項の規定による取消しを受けた登録事業者は、直ちに当該登録証を知事に返納しなければならない。

(暴力団員等排除)

第 13 条 知事は、栃木県暴力団排除条例（平成 22 年栃木県条例第 30 号）第 2 条第 4 号に規定する暴力団員等による、この要綱に基づく申請その他一切の行為を受理しないものとする。

(その他)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、栃木県木造住宅耐震改修事業者登録制度に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和 8（2026）年 7 月 9 日から施行する。